

ポーチ灯 設置協定書

良好な市街地環境の形成を図るために、当区画整理事業地には白山市の地区計画が定められています。

当事業地内に新築するにあたっては、地区計画を遵守して頂くと共に、明るい街づくりのために各宅地にポーチ灯を設置することとします。

事業地内には、夜間の安全と安心のために街灯を適切に配置してありますが、更にともしびを灯して明るい街づくりを推進することを、ここに協定します。

ポーチ灯の設置基準

1. 前面道路より1メートル以内の場所とする。
2. 角地にあってはその角とする。
3. 高さは概ね1メートル前後とする。
4. スイッチは明暗感知式とする(暗くなったら自動で点灯し、数時間後に消灯するタイプ)
5. 門灯設置の場合は、前面道路より1メートル以内の場合、これに代えることができる。

以上

北安田地区まちづくり協議会

会長 矢木 又二